

小川富也税理士事務所だより



雇用調整金の特例 年末まで延長へ

政府は新型コロナの感染拡大に伴つて助成率を引き上げていた雇用調整助成金の特例措置を年末まで延長する方針を示した。これまで9月末が期限だった。

雇調金はコロナ禍で業績が悪化した企業が従業員に支払う休業手当の一部を補填する仕組み。現在、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置の対象

地域で自治体の要請に基づき休業や営業時間の短縮に協力する企業などは、日額上限が1万5千円、助成率が最大10割。それ以外の地域では5月から原則、日額上限が1万3500円、最大9割となっており、これらの水準が年末まで維持される見通し。

ふるさと納税が過去最高「巣ごもり需要」で寄付増加

総務省は、2020年度のふるさと納税が過去最高「巣ごもり需要」で寄付増加

ふるさと納税は、寄付額から2000円を引いた額が現在住んでいる自治体の住民税などから控除される仕組み。返礼品は「寄付額の3割以下の地場産品」などが基準なっている。

自治体別の受け入れ額を見ると、1位が宮崎県都城市で135億2500万円、2位も3488万件（前年度比300万円）で、過去最高と

なった。

対象は、21年1月8日以降、解雇を行っていない中小企業で、雇用後3カ月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額を21年7月16日から12月までの間に30円以上引き上げることが条件。最低賃金は10月から改定されるが、同助成金が交付されれば、最低賃金の負担を軽減することができる。

詳細は厚生労働省HP
<https://www.mhlw.go.jp/stf/>

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

**最低時給引き上げの中小企業
緊急雇用安定助成金を拡充**

デジタル課税

経済のデジタル化に対応してグローバル企業に課税できるようにする仕組み。現行の国際ルールでは国内に支店や工場などの物理的な拠点がない、国境を越えて活動する外国企業からは、原則として課税する」とはできない。

経済協力開発機構（OECD）は、支店などの拠点がない国でも巨額の利益をあげているGAF(A)(ガーファ)と呼ばれる巨大企業にかけて、サービスの利用者がいる市場国も部分的に課税できるようにすることを130カ国・地域で合意した。

2022年中に条約締結や各国で必要な国内法の改正作業を進め、23年の導入を目指す。



●秘密管理性のポイント●

会社によって秘密として管理されていることが客観的に認識される
(以下のような管理をしている) ことが必要

- ・情報にアクセスできる者を特定している
- ・情報にアクセスした者が、その情報が秘密だと認識できる状態にある
(秘、持ち出し禁止などの印やシールで明示)

違反により元従業員が逮捕されたという事件が相次いでいます。顧客情報が不正に利用されると企業の存続に関わるような重大な損害を被る可能性があります。そこで今回は顧客情報の管理と法的問題について取り上げます。

近年、会社の顧客情報を競業他社に持ち出したとして、不正競争防止法には商品やサービスに関する情報や販売・製造ノウハウ、顧客名簿、仕入先リスト、製造原価など様々ありますが、こうした機密性が高いものは「営業秘密」として不正競争防止法ではこれを保護しています。



顧客情報の管理と 秘密管理性の要件

一 不正競争防止法

- ①当該情報にアクセスできる者が制限されていること(アクセス制限)
- ②当該情報にアクセスした者が秘密であることを認識できるようにされていること(認識可能性)

「秘密管理性」を確保するには、顧客情報を閲覧できる者を限定した

り、施錠された金庫で情報を保管しているような形で、情報へのアクセス制限をかけることが大切です。

そして、「マル秘」「持ち出し禁止」の印を押したり、誓約書や秘密保持契約により、秘密として守る責務があることを客観的にはつきりさせることが必要になります。

つまり、従業員誰もが、何が秘密に当たるのかをはつきり認識している、という管理措置を講じることで、秘密管理性の要件が満たされると判断されます。

一方、何らかの管理措置が取られない場合には、秘密管理性の要件は満たしておらず、法的責任を問うことが困難になります。

実際の裁判でも、顧客名簿を持ち出された会社側の「管理のずさんさ」が問題とされて、会社から持ち出した側に対する損害賠償請求を認めなかつた判例も多いのです。

秘密管理性が認められるには、会社や経営者が主観的にその情報を秘密にしていると考えているだけでは足りません。その情報が「客観的に秘密として管理されている」と認められる状態にある必要があります。秘密管理性の判断にあたっては、次の2つの要素が考慮されます。

- ①物理的管理
- 顧客情報・名簿の管理办法

秘密管理性として不正競争防止法に基づく保護対象とするためには、秘密管理性等の要件を満たす必要があります。

秘密管理性が認められるには、会社や経営者が主観的にその情報を秘密にしていると考えているだけでは足りません。その情報が「客観的に秘密として管理されている」と認められる状態にある必要があります。秘密管理性の判断にあたっては、次の2つの要素が考慮されます。

顧客名簿について、マル秘、社外等のマークを付けた上で、名簿が書類の場合には施錠可能な場所で保管する。名簿がデータの場合にも秘密であることを表示し、他のデータと区別してアクセスできる者を制限する。

また、名簿をコピーしたり、プリントアウトする場合には、上司の許可を必要とする。使用後の回収を義務付ける。それらを廃棄する場合、名簿をシェレッダーにかける。

顧客名簿のデータにアクセスする場合、I Dとパスワードを設定する。個人のUSBの接続を禁止する。データを消去する場合、復元できないよう完全に消去する。

③人間的管理

従業員と秘密保持契約を締結し、会社の秘密情報を私的に利用しないことや、外部に漏えいさせないことを誓約させておくことが大切です。社員が必ずしも円満退社するとは限りません。退職が決まってからではサインしてもらえない可能性もあります。したがって秘密保持契約書は入社時や昇進時などに取得しておること、あるいは就業規則や入社時に結ぶ雇用契約書に退職後の秘密保持義務を定めておくことが重要です。

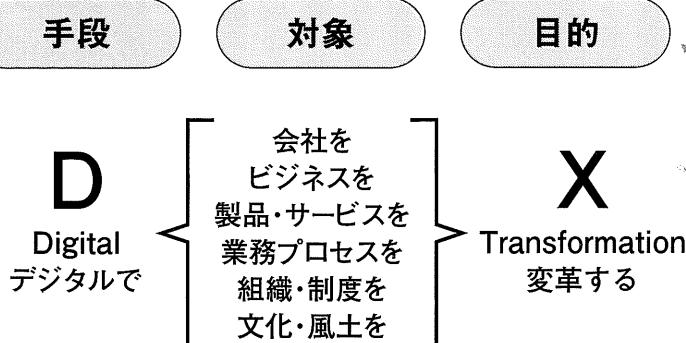


■デジタル・トランスフォーメーション■

中小企業とDX

目的とメリット

最近、「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」という言葉をよく聞くようになりました。中小企業の経営者の中には、「DXとは何なのか」「IT化とどう違うのか」という方も多いと思われます。また、「中小企業には関係がないのではないか？」と考えている人もいるかも知れません。そこで今回は中小企業がDXに取り組む主な目的やメリットなどについて紹介します。



①「製品」「サービス」「ビジネスモード」を変革
②「業務」「組織」「プロセス」「企业文化・風土」の変革の2つをデータとデジタル技術を活用することで、変化的激しいビジネス環境で戦う力を備えることといえます。
③多様な働き方の実現
④BCP（事業継続計画）の拡充

経済産業省は「デジタル・トランフォーメーションを推進するためのガイドライン（DX推進ガイドライン）」というものを発表しました。そのなかで、DXを次のように定義づけています。

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企业文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することと定義しています。つまり、業務の一部をデジタル化するだけではDXとはいえず、顧客や社会のニーズに合わせてDXへ取り組む必要があります。

①業務効率化
DX推進により、これまでアナログで行ってきた業務が自動化され、不要な業務がカットできると、業務が効率化されます。業務効率化が進めば、よりコアな業務に時間をさけるほか、就業環境の改善やコスト削減にもつながります。

②顧客データの有効活用
頭の中や紙ベースで顧客情報を管理しているという企業は、顧客データを有効活用するために、まずはデジタル化するところからスタートです。デジタル化した顧客データを分析することで顧客ニーズをより正確に汲み取り、商品化したりコミュニケーションをとったりすることができます。

DXへの取り組みは、長い目で見れば大きなメリットになります。また、DX化が進まないことは将来的なリスクにつながる可能性もあります。現状で特に問題がないと感じている中小企業の経営者の方も、ぜひ一度DX化について検討してみてください。

